

平成24年第3回 飯塚市議会会議録第6号

平成24年9月28日(金曜日) 午前10時00分開議

議事日程

日程第23日 9月28日(金曜日)

第1 総務委員長報告(質疑、討論、採決)

- 1 議案第71号 平成24年度 飯塚市一般会計補正予算(第4号)
- 2 議案第85号 専決処分の承認(平成24年度飯塚市一般会計補正予算(第3号))

第2 厚生委員長報告(質疑、討論、採決)

- 1 議案第72号 平成24年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 2 議案第81号 訴えの提起(国民健康保険法に基づく損害賠償請求)
- 3 認定第17号 平成23年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定
- 4 請願第7号 知的障害者が安心して暮らせる入所施設の新設を求める政府意見書の提出についての請願
- 5 請願第8号 国民健康保険税の引き上げに反対する請願

第3 市民文教委員長報告(質疑、討論、採決)

- 1 議案第73号 平成24年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)
- 2 議案第76号 飯塚市立幼稚園条例の一部を改正する条例
- 3 議案第77号 飯塚市給食条例の一部を改正する条例
- 4 議案第78号 飯塚市空き家等の適正管理に関する条例
- 5 議案第79号 財産の取得(飯塚市文化会館大ホール諸幕)
- 6 議案第80号 財産の取得の議決事項の変更(鹿毛馬神籠石)
- 7 議案第82号 指定管理者の指定(飯塚市立図書館)

第4 経済建設委員長報告(質疑、討論、採決)

- 1 議案第74号 平成24年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)
- 2 議案第75号 平成24年度 飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第1号)
- 3 議案第83号 市道路線の廃止
- 4 議案第84号 市道路線の認定
- 5 認定第14号 平成23年度 飯塚市水道事業会計決算の認定
- 6 認定第15号 平成23年度 飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定
- 7 認定第16号 平成23年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定
- 8 請願第9号 馬敷地区への養鶏場開発計画の調査に関する請願

第5 庁舎建設特別委員長報告(質疑、討論、採決)

- 1 議案第86号 平成24年度 飯塚市一般会計補正予算(第5号)
- 2 議案第87号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

第6 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議員提出議案第15号 気象事業の整備拡充を求める意見書の提出
- 2 議員提出議案第16号 自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政

支援を求める意見書の提出

- 3 議員提出議案第17号 中小企業の成長支援策の拡充を求める意見書の提出
- 4 議員提出議案第18号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出
- 5 議員提出議案第19号 税制全体の抜本改革の確実な実施を求める意見書の提出

第7 報告事項の説明、質疑

- 1 報告第26号 平成23年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告
- 2 報告第27号 継続費精算報告書の報告（平成23年度 飯塚市水道事業会計）
- 3 報告第28号 専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
- 4 報告第29号 専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
- 5 報告第30号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
- 6 報告第31号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）

第8 請願の委員会付託

- 1 請願第10号 飯塚市議会のインターネット中継を開始することの請願（議会運営委員会）

第9 署名議員の指名

第10 閉会

会議に付した事件

議事日程のとおり

議長（兼本鉄夫）

これより、本会議を開きます。

総務委員会に付託していましたが「議案第71号」及び「議案第85号」、以上2件を一括議題といたします。総務委員長の報告を求めます。16番 上野伸五議員。

16番（上野伸五）

総務委員会に付託を受けました議案2件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第71号 平成24年度飯塚市一般会計補正予算（第4号）」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、市民後見推進事業委託料について、社会福祉協議会へ委託する養成講座はどのような内容なのか、また講師はどういった職種を想定しているのかということについては、成年後見に必要な民法等の知識や認知症及び障がい者の特性を理解する講座内容となっており、医師、司法書士、弁護士、社会福祉士等を講師として予定しているという答弁であります。

次に、養成講座の募集人員、募集方法及び開催時期をどのように予定しているのかということについては、募集人員は約30名程度を予定しており、10月にチラシを全戸配布し一般公募を行う予定である。また、11月から来年3月まで養成講座を開催していくという答弁であります。

次に、生活保護総務費の就労支援業務委託料について、現行の2名体制から4名体制にすることによる費用効果について算出しているのかということについては、昨年度1年間の支

援対象者は123名であり、このうち43名が就労に至っている。昨年度、就労に至らなかった方を引き続き今年度も対象としていることから、新規就労支援者とあわせると本年6月末時点で昨年度を上回る状況となったため、4名体制が必要と考えている。費用効果額について現時点で算出しているわけではないが、昨年度の就労支援者43名のうち5名が保護廃止に至っていること、また就労開始による収入の発生などにより扶助費削減の効果につながっていると考えているという答弁であります。

次に、住宅用太陽光発電システム設置補助金及び住宅リフォーム補助金について、補正予算資料の中で「予想以上の申請件数があったため」という記載があるが、当初の予定件数と実際の申請件数はどのようになっているのかということについては、住宅用太陽光発電システムについては、昨年度から補助制度を実施しており、昨年度の申請件数は313件であったが、2年目は減少すると考え今年度は当初180件を予定していた。しかし、夏場の計画停電のお知らせに伴う影響もあり、月によっては昨年を上回るペースで申請が行われ、現在の申請件数は298件となっている。また、住宅リフォーム補助金の昨年度の申請件数は124件で、2年目は減少すると考え当初100件を予定していたところ、現在の申請件数はすでに189件に上っているという答弁であります。

以上のような審査ののち、委員の中から、本案に反対するという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第85号 専決処分の承認（平成24年度飯塚市一般会計補正予算（第3号）」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回の災害において大きな被害があった場所はどこなのか、また今後の復旧作業はどのように行っていくのかということについては、筑穂地区の内野及び桑曲、庄内地区の筒野の被害が大きく、現在、災害箇所の調査等の詰めに入っている。今後10月から国の災害査定が行われ、11月には実質的な工事発注計画を立てていくことになるという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については、承認すべきものと決定いたしました。

なお、本委員会としては、「入札制度について」を閉会中の継続審査事件として調査終了まで付託を受けることに決定し、議長に申し出をいたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長（兼本鉄夫）

総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

おはようございます。日本共産党の宮嶋つや子です。

ただ今の総務委員長の報告のうち、「議案第71号 平成24年度飯塚市一般会計補正予算（第4号）」について反対討論を行います。住宅リフォーム補助金は、昨年1千万円、124件の申請があり、半年で終了しました。ことしも当初予算1千万円でしたが、予想以上の申請があったためにさらに1千万円を上限に追加が行われ、業者の方の仕事づくり、また予算の1.5倍くらいの経済効果も上がっています。また、市民の皆さんからも喜ばれています。このようによい点もあるものの、学校費では目尾・幸袋小中学校統廃合事業費で測量委託料797万5千円、楽市・平恒・穂波東小中学校統合事業費で用地購入費が1億4483万8千円計上されています。小中一貫校について十分な理解が得られたとは言いがたく、用地購入費には土地開発公社あっせん事務費3%が含まれています。市が責任を持っ

て購入すべきであり土地開発公社は廃止すべきであるということで、私の討論を終わります。

議長（兼本鉄夫）

他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第71号 平成24年度飯塚市一般会計補正予算（第4号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第85号 専決処分の承認（平成24年度飯塚市一般会計補正予算（第3号）」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

ただいまの委員長報告にありましたように、総務委員長から飯塚市議会会議規則第98条の規定に基づき、「入札制度について」を閉会中の継続審査事件として調査終了まで付託していただきたいとの申し出がありました。

お諮りいたします。総務委員会に、「入札制度について」を閉会中の継続審査事件として、調査終了まで付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、総務委員会に、「入札制度について」を閉会中の継続審査事件として、調査終了まで付託することに決定いたしました。

厚生委員会に付託していましたが「議案第72号」、「議案第81号」、「認定第17号」、「請願第7号」及び「請願第8号」、以上5件を一括議題といたします。厚生委員長の報告を求めます。13番 田中裕二議員。

13番（田中裕二）

厚生委員会に付託を受けていました議案2件、認定議案1件及び請願2件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第72号 平成24年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」及び「議案第81号 訴えの提起（国民健康保険法に基づく損害賠償請求）」、以上2件については関連があるため一括議題とし、執行部から補正予算書並びに議案書に基づき補足説明を受け審査した結果、本案2件についてはいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第17号 平成23年度飯塚市立病院事業会計決算の認定」については、執行部から決算書等に基づき補足説明を受けたのち、慎重に審査するというので、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「請願第7号 知的障害者が安心して暮らせる入所施設の新設を求める政府意見書の提出についての請願」及び「請願第8号 国民健康保険税の引き上げに反対する請願」、以上2件については、慎重に審査するというので、いずれも継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長（兼本鉄夫）

厚生委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第72号 平成24年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」及び「議案第81号 訴えの提起(国民健康保険法に基づく損害賠償請求)」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「認定第17号 平成23年度飯塚市立病院事業会計決算の認定」の委員長報告は、継続審査であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「請願第7号 知的障害者が安心して暮らせる入所施設の新設を求める政府意見書の提出についての請願」及び「請願第8号 国民健康保険税の引き上げに反対する請願」、以上2件の委員長報告は、いずれも継続審査であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも委員長報告のとおり、継続審査とすることに決定いたしました。

市民文教委員会に付託していましたが「議案第73号」、「議案第76号」から「議案第80号」までの5件及び「議案第82号」、以上7件を一括議題といたします。市民文教委員長の報告を求めます。28番 坂平末雄議員。

28番(坂平末雄)

市民文教委員会に付託を受けました、議案7件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第73号 平成24年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第76号 飯塚市立幼稚園条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査したのち、委員の中から、認定こども園については、もう少し時間をかけて取り組む必要があると考えるので、本案に反対するという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第77号 飯塚市給食条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査したのち、委員の中から、認定こども園については、もう少し時間をかけて取り組む必要があると考えるので、本案に反対するという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第78号 飯塚市空き家等の適正管理に関する条例」については、執行部から議案書及び提出資料に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

まず、先の本会議において審査要望のあっておりました、第3条の1号から9号については、第3条に規定してい

る内容が適正になされていない案件については、適宜関係課に情報提供を行い、それぞれの関連法令において所有者等に改善の依頼等を行うこととしているという答弁であります。

次に、緊急安全措置に係る費用は所有者に負担させることが必要ではないかということについては、緊急安全措置は公有財産である土地又は建物に係っている場合に行うこととしており、その事案に応じて関係各課との調整や審議会の意見を聞きながら対応したいと考えているという答弁であります。

次に、条例に代執行の規定を入れるべきではないかということについては、個人の財産権や所有権に密接に関するものであるため、代執行は極めて難しいものであると考えているという答弁であります。

次に、助成をするにあたって所得制限等を設けるべきではないかということについては、本条例の策定過程において所得制限について十分検討を重ねたが、制限を設けることで老朽危険家屋の解決が遅滞しないよう、制限を設けないこととしているという答弁であります。

次に、審査における質疑応答の主なものとして、過去の一般質問においても、この条例を作成するにあたってはパブリックコメントや議会とのコンセンサスをとらずに、執行部だけで条例案を作成しているが、市民や議会の意見を反映させる必要があったのではないかということについて、これまでの本会議において指摘のあった点は十分に検討している。老朽危険家屋が市内に点在し、市民生活を脅かし続けている現状を、少しでも改善できる実効性のある条例であると考えているという答弁であります。

この答弁を受け、市民や議会の意見を聞くことでより良い条例ができたのではないかという意見が出されました。

次に、過去の一般質問において空き地等を含めた条例をつくるべきとの指摘もあったが、空き地と空き家の条例を分けた理由は何かということについては、関係各課と検討する中で、空き家や老朽危険家屋に関する問題が喫緊の課題であるということから、今回は空き家等に関する条例としているという答弁であります。

次に、今回、空き地等の迷惑防止条例を一緒に上程できなかった理由は何かということについては、どのような迷惑行為を盛り込むかの、またどのような規制を行うことができるのか等の課題が山積しており、現在、関係各課と検討しているという答弁であります。

次に、住宅用地に対する課税標準の特例措置が、老朽化した空き家であっても適用されるため、6分の1の固定資産税で済んでいる。仮に解体すれば費用がかかり、その上、6倍の固定資産税がかかることが老朽危険家屋増加の一番の原因だと考えるが、関係課との協議は行ったのかということについては、この税制度の問題が空き家増加の大きな要因であると認識しており、関係課に確認をしたが、対応は難しいという見解であった。現在、国土交通省が開催する空き家対策に関するワーキンググループでも大きな問題として取り上げられているため、今後、その検討の推移を注視して対応していくという答弁であります。

次に、所有者に代わって危険な状態を排除する行政代執行について、どのような検討をしたのかということについては、条例の策定段階において十分に検討しているが、個人の財産権や所有権に関するものであるため、代執行については難しいと考えている。そのような強制的な対応を取らざるを得ない状況になる前に、所有者等への指導等を行い、改善を促しながら、解決に向けた折衝を進めることとしている。また、この条例の制定により、老朽危険家屋を抑止する効果は十分にあると考えているという答弁であります。

次に、上限50万円として解体費用の2分の1以内を市が補助することを要綱に定めるとしているが、申請条件はどのようになっているのかということについては、市税において滞納がないことを条件としているという答弁であります。

次に、緊急安全措置については、所有者等の同意、審議会の意見を聞くこととしているが、他自治体では空き家の状況に応じて緊急を要する場合には、消防、警察、その他の関係機関

と連携をしながら緊急対策を行うことができるとしているところもある。本市においても、そのような対応ができるのかということについては、状況に応じて警察、消防との連携も含め対応したいと考えている。市としてはそのような状態にならないよう早急な解決に向けた折衝を重ねていくという答弁であります。

次に、緊急安全措置を行う際の費用は市が負担するのかということについては、緊急安全措置とは公有財産にかかっている場合に必要最小限の措置を行うもので、原則として市が負担することになるという答弁であります。

また、審査の過程において、委員の中から、空き地やゴミ屋敷等を含む迷惑防止条例の早期制定、行政代執行の明文化などについて十分に検討してほしいとの要望が出されました。

以上のような審査ののち、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第79号 財産の取得（飯塚市文化会館大ホール諸幕）」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、種々審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第80号 財産の取得の議決事項の変更（鹿毛馬神籠石）」及び「議案第82号 指定管理者の指定（飯塚市立図書館）」、以上2件については、執行部から議案書に基づき、それぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長（兼本鉄夫）

市民文教委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。6番 江口 徹議員。

6番（江口 徹）

おはようございます。ただ今報告のありました議案のうち、「議案第78号 飯塚市空き家等の適正管理に関する条例」について、反対の立場から討論をいたします。

まず、この空き家等の適正管理に関する条例につきましては多くの議員が一般質問並びに代表質問で取り上げ、市民の中からも待ち望まれた条例であると言えます。しかしながら、今回の条例制定に当たり、執行部はパブリックコメント等をすることはありませんでした。そのパブリックコメントをしなかったせいもあり、条例につきましては多くの問題点が委員会において指摘されております。私も委員会の質疑において多くの論点が提示されたこと、そしてその点に対してもっとこうすればよかったという提案がなされたこと、そのとおりだと考えています。そして、それを含めて数点指摘をしていきます。

まず最初に、この条例の対象とするもの、2条第2号老朽危険家屋という規定と、3条の1号から9号、この関係が明確ではございません。9条の助言及び指導から10条の公表に至るまでは、3条の1号から9号は何ら対象になりません。本来であるならば、これは2条2号、それと3条の1号から9号は、あわせて書き直すべきであると考えております。

そして第13条、緊急安全措置でございます。本来であるならば、この緊急安全措置は人の生命、そして財産に危害を加えるおそれがあるからこそ、公共が出て行ってなされるべきものであると考えています。しかしながら、今回制定される条例の中では、緊急安全措置は公有財産に係る場合のみでございます。そしてまた、所有者の同意が必要とされており、所有者がわからない場合、所有者がノーという返事をする場合、この場合については対応ができません。緊急安全措置とはいいますが、緊急に市民の安全を守るものとはなっておりません。そして、委員会の中でも提案がございました空き家バンク、そして空き地、ごみ屋敷

等々に関する対応が盛り込んでおられません。また、用語についても一部誤りと思われる点がございます。このような条例であります。委員会の中では少しでも現状よりも前進すればと思いき可決なされたと思っておりますが、所要の部分を含めて修正という作業を行っていただきたかったと思っております。

以上の点を述べまして、私の反対討論といたします。

議長（兼本鉄夫）

他に討論はありませんか。4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

日本共産党の宮嶋つや子です。ただ今の市民文教委員長の報告のうち、議案第73号、76号、77号、82号について、反対の立場から討論を行います。

議案第76号、77号は認定こども園の開設で庄内、かいた幼稚園の位置を変更する、また、かいた幼稚園の給食を学校給食センターから除くというものです。もともと幼稚園と保育所は管轄する省庁が違いうように、子どもを預かる目的も時間も違うわけです。その子たちを1つのクラスにして、一部の子は早く帰る、片方の子は夕方までとちぐはぐになります。落ちついた教育なり保育なりが難しいと思われま。先生方にとっても大変なご苦労だと思っております。また、保護者の方も今さまざま不安を抱えてあります。十分な論議を行うべきで、認定こども園の開設を急ぐべきではないということを書いて私の討論を終わります。

議長（兼本鉄夫）

他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第73号 平成24年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第76号 飯塚市立幼稚園条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第77号 飯塚市給食条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第78号 飯塚市空き家等の適正管理に関する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第79号 財産の取得（飯塚市文化会館大ホール諸幕）」及び「議案第80号 財産の取得の議決事項の変更（鹿毛馬神籠石）」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第82号 指定管理者の指定（飯塚市立図書館）」の委員長報告は、原案可

決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり、原案可決されました。

経済建設委員会に付託していましたが「議案第74号」、「議案第75号」、「議案第83号」、「議案第84号」、「認定第14号」から「認定第16号」までの3件及び「請願第9号」、以上8件を一括議題といたします。経済建設委員長の報告を求めます。5番 平山 悟議員。

5番(平山 悟)

経済建設委員会に付託を受けました議案4件、認定議案3件及び請願1件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第74号 平成24年度飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、浄水場運転管理等業務及び上下水道料金収納等事務委託の契約業者はどのようなところを考えているのかということについては、プロポーザルに関する市のガイドラインに基づき、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から最適な事業者を選定したいと考えているという答弁であります。

次に、これまでも当該業務を民間へ委託しているが、費用はどれくらい削減できているのかということについては、主に人件費等で年間に8千万円程度削減できているという答弁であります。

次に、委託期間をこれまでの3年から5年に変更した理由は何かということについては、コスト削減等の効果をさらに得ることができるよう、期間を変更したものであるという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第75号 平成24年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第1号)」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第83号 市道路線の廃止」及び「議案第84号 市道路線の認定」、以上2件については、執行部から議案書に基づきそれぞれ補足説明を受け、種々審査した結果、本案2件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第14号 平成23年度飯塚市水道事業会計決算の認定」、「認定第15号 平成23年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定」及び「認定第16号 平成23年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」、以上3件については、執行部から決算書等に基づき補足説明を受けたのち、慎重に審査をするということで、本案3件についてはいずれも継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「請願第9号 馬敷地区への養鶏場開発計画の調査に関する請願」については、慎重に審査するというので、継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長(兼本鉄夫)

経済建設委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。4番 宮嶋つや子議員。

4番(宮嶋つや子)

日本共産党の宮嶋つや子です。ただ今の経済建設委員長報告のうち、議案第74号、75号について、反対の立場から討論を行います。

飯塚市浄水場運転管理委託料です。74号については16億8241万1千円の限度額で運転管理業務と料金の収納業務を5年間民間業者に委託するというものです。そもそも、水道の水というのは住民の命と健康にかかわるものです。浄水場の運転管理を営利目的の民間企業任せにすることでは、安心して安全な飲み水を供給するという市の責任を果たすことはできません。

以上申し述べて、反対討論といたします。

議長（兼本鉄夫）

他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第74号 平成24年度飯塚市水道事業会計補正予算（第2号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第75号 平成24年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算（第1号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第83号 市道路線の廃止」及び「議案第84号 市道路線の認定」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「認定第14号 平成23年度飯塚市水道事業会計決算の認定」、「認定第15号 平成23年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定」及び「認定第16号 平成23年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」、以上3件の委員長報告はいずれも継続審査であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案3件はいずれも委員長報告のとおり、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「請願第9号 馬敷地区への養鶏場開発計画の調査に関する請願」の委員長報告は、継続審査であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり、継続審査とすることに決定いたしました。

庁舎建設特別委員会に付託していましたが「議案第86号」及び「議案第87号」、以上2件を一括議題といたします。庁舎建設特別委員長の報告を求めます。24番 岡部 透議員。

24番（岡部 透）

本特別委員会に付託を受けていました、議案2件について審査した結果を報告いたします。

「議案第86号 平成24年度飯塚市一般会計補正予算（第5号）」並びに「議案第87号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、関連

があるため一括議題とし、補正予算書及び議案書等に基づき、補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、コンビニ交付などに代表されるような今後の行政サービスのあり方は庁舎建設に大きくかかわる問題であり、これまでも早期の検討を再三指摘しているが不十分である。今後どのように考えるのかということについては、コンビニの活用等については基本計画においても検討していく旨を示している。十分に認識して取り組んでいくという答弁であります。

次に、基本設計と実施設計を一括発注とした理由は何かということについては、基本設計、実施設計の各業務で重複している部分についての費用削減効果を目的として一括発注とした。具体的には設計額で約15%、2100万円程度の削減を見込んでいるという答弁であります。

次に、新庁舎建設設計者の選定をプロポーザル方式とした理由は何かということについては、国の建設審議会における官公庁施設の設計委託のあり方についての答申では一定規模以上のものは、公募型プロポーザル方式または公募型競争入札方式とされていること。また、平成17年に制定された公共工事の品質確保に関する施策を合理的に推進するための基本方針においてもその旨が謳われていること。さらに、先例事例においても価格のみの競争でなく技術者のよりよい提案を選定するプロポーザル方式を採用している例がほとんどであることなどの理由から本市の庁舎建設基本計画にもそれを示し、プロポーザル方式としたという答弁であります。

次に、基本設計と実施設計の事業予算が約1億2400万円となっているが、これに施工監理は含まれているのかということについては、施工管理は含まれていない。施工監理については、今後の事務作業の中で検討していくが、設計業者と同一とすることが望ましいと考えているという答弁であります。

次に、新庁舎建設設計者の選定におけるプロポーザルでは何が提案されるのかということについては、市の基本計画を踏まえて、設計者における考え方、コンセプト、設計業務に關しての体制、対応などが提案されるという答弁であります。

次に、新庁舎建設設計者選定委員会の構成メンバーはどのように予定しているのか、また、選定委員会の開催予定は3回で十分なのかということについては、他市の状況等も参考に学識経験者4名、内部委員2名の構成とした。また、プロポーザルにおける一般的な選考過程としては1回目で募集要領等の確認、2回目で応募された提案の絞り込み、3回目でヒアリング等の実施による選考という流れとなっているので、本市においてもそのように設定したいと考えているという答弁であります。

次に、新庁舎建設設計者選定のプロポーザルに係る提案は、選考の過程で公開するのかということについては、プロポーザル方式に関する国土交通省のガイドラインにおいても選考後の公表ということが示されており、選考過程での公開は行わない。また、事後公表においても企業名の非公開や著作権の問題など検討事項もあるが、こういった提案があったのかという部分の公表については検討していきたいという答弁であります。

次に、予算計上されている各業務の時系列はどう予定しているのかということについては、オフィス環境整備支援業務については予算議決後、すぐに取り掛かりたい。測量委託については設計者が決定するまでに成果物を得られるよう、できるだけ早期に着手したい。基本設計、実施設計については設計者の選定に3、4か月を要するが、それを経て1月中までには選定を確定し契約をしたい。地質調査については設計者と協議をしながら実施していきたいという答弁であります。

次に、オフィス環境整備支援事業委託については特別な業務ではないと考える、費用を重視する意味からもプロポーザル方式としなくてもいいのではないかとということについては、

入札手法をとった場合、費用的なメリットはあるが、有効な提案を得にくいというデメリットがあるため、先例市等のアドバイスも考慮してプロポーザル方式としている。なお、プロポーザルの実施に際しては価格点を設定して価格の競争についても反映していきたいと考えているという答弁であります。

次に、庁舎建設基本計画に「今後においても段階に応じて広く市民の意見を募集し反映する」とあるが、次の段階とはいつなのかということについては、基本設計がある程度まとまった時点で発表し、市民意見を募り、また、それを反映する期間も設けていく考えであるという答弁であります。

次に、市民意見公募から基本計画を確定するまでの間に、市民意見を十分に勘案するための時間は無かったと考えるが、今後の基本設計においても可能な限り反映していくのかということについては、基本設計の中で詳細な詰めを行っていくので、今後についてもその都度、情報を提供し、議会、市民の意見をよく聞いて、意見反映に努めていくという答弁であります。

次に、基本計画に基づき出された今回の予算であるが、基本計画に対する議会の審議は十分になされたと認識しているかということについては、事前準備として進めるべきことは進めてきたと考えているという答弁であります。

次に、市民説明会においても、建設後の償還に関して、市民生活に影響がないのかという心配が多く出た、シミュレーションが出来ていない状況においては、せめて、そのようなことはないと市民に表明すべきではないのかということについては、一般会計において、市庁舎の建設のために市民に負担を強いるようなことは考えていないし、当然にすべきではないという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から庁舎建設に関する基本的な予算としては認めるが提出時期については認めがたく本案に反対するという意見や、合併協議に則して穂波地内に建設をしてほしい思いがあるが、多大な費用は現在の財政状況では困難であり、費用抑制を求める市民意見を尊重して本案に賛成する、説明会において出された旧町の振興については十分にその意を酌んでほしいという意見、合併協定とは異なる場所での建設に関する議案であり、旧町民の不信感がなお一層増すものであるため本案に反対するという意見が出され、それぞれ採決を行った結果、本案2件については、いずれも賛成多数で原案可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長（兼本鉄夫）

庁舎建設特別委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

日本共産党の宮嶋つや子です。ただ今の庁舎建設特別委員長の報告の議案第86号、議案第87号について、反対の立場から討論を行います。

昨年8月の庁舎問題検討委員会設置からわずか9カ月で、現地での建て替えが表明されました。市庁舎というのは、住民にとっては大きな財産です。利息まで含めると106億円にもなると言われています。今後30年も借金返済をしなければなりません。住民に負担を強いるのですから、十分時間をかけて幅広い住民の意見を聞くべきです。バタバタと補正予算として追加提案するというものではありません。6月議会でも新庁舎建設に関して慎重な審議、検討を求める決議が行われましたが、この決議をきちっと受けとめられたのでしょうか。住民に多くの選択肢を示して十分論議できる場をつくるべきです。

以上で討論を終わります。

議長（兼本鉄夫）

他に討論はありませんか。11番 小幡俊之議員。

11番（小幡俊之）

議案第86号に反対の立場で意見を述べさせていただきます。

先ほど宮嶋議員も言われたとおり、6月の最終日にですね、議員提出議案第14号 新庁舎に関して慎重な審議、検討を求める決議が公明党さんのほうから出ましてね、我々議会は可決しております。6月29日ですよ。7、8、9、3カ月の間にですね、先ほど庁舎特別委員会の委員長から報告がありましたが、8月6日に1回、9月5日に1回、計2回しか庁舎特別委員会は開催しておりません。それも10時から12時の間ですから約2時間弱、計4時間もっていないと思います、トータルで。その中で十分な審議はできたかということで、私は委員の一人として十分でないと思っております。全然やっていません。特別委員会に入られてない議員さんに申し上げたいんですが、委員会自体がですね、特別委員会自体が学校と一緒にですよ。執行部側が先生になって我々に報告する、説明をする。我々はわからないところを質問する。それだけで終わっております。我々の考え、意見はほとんどといって採用されておられません。基本計画、これもですね、我々が使う本会議場、議員定数含めて、どのような議場ができるのか、一度でも尋ねられたことはありません。そういった中で9月5日ですね。この3回、飯塚のこの本会議ですね、第3回になりますが、本会議の初日、9月6日の前日にですね、バタバタと調査特別委員会を開催しました。その9月5日の特別委員会の中である委員が、庁舎建設は50年に1度の事業でありますので基本計画案については時間をかけて見直しを行い基本計画につなげていくべきであると。案を外すためにはですね、十分検討して外しましょうよということを訴えられました。大半の委員がそのときはですね、確かにそういう考えでございました。それにもかかわらずですね、おととい9月26日に特別委員会が開催されました。そこでも既に基本計画案が外され、基本計画書と立派なやつができ上がってきております。委員会の中で、案を外すためにはもっと行政側、議会側で詰めようという約束のもとでやっているんですけど、案は執行権という形で、何か9月13日、今から2週間前に庁議にかけられて案が外されております。執行権で構いませんけどね。もう少し丁寧に議会のほうに説明をされながら進めていただきたいと思っております。

冒頭述べました、新庁舎建設に関しては慎重な審議、検討を行うよう求めた決議、これを完全に無視され、今回補正予算まで組んでですよ、何をそんなにあわてて進めていこうとしているのか、私は理由が全くわかりません。この一般会計補正予算第5号、上程されて立派なものができてますけどね、これ時間がかかると思いますよ。でも、こういった大事な事業の予算、これ予算が必要なのは十分に理解します。設計するにはですね、こういった予算が必要だと思いますけれども、何も追加予算まであわてまくってですね、上げてくる必要ないと私は思っております。

それとですね、もう1点。それに関しまして一番問題なのが、この追加議案がもう6月の段階で、次には予算が出てくるぞというような話がもう4階で広がっておりましたね。これに対しまして、執行部側もまた一部の議員もこの追加予算通しちゃうやと、そういったですね、俗にいう根回し、これやられてますよね。昔の有力議員に頼んで議会をまとめてね、上程される前に議案を通そうというような、これ立派な事前審査ですよ。このルール違反はもうやめましょうと。時代おくれですよということです。しっかりと上程されて、各議員がしっかりと審査すればいいことでございまして、こういったやり方をですね、むりやりやるような上程された追加議案ですかね、に対しては賛成できません。

2つ目としてですね、特別委員会のほうで再三述べております、先ほど委員長も申し上げ

られましたけども、今回80億弱の建設費を予定されております。それは金額的に対してはまた今から審議していきますけども、約80億円の庁舎を建てるということは市民の方、色々な情報を得てご存じですけども、この80億円の建物を建てるのにはですね、やはり委員会でも質問しておりますが、償還ですね、使う以上はお金を返さないかん。これは当たり前のことですが。約30億円、年間1億円弱ですかね。維持管理費を含みますと、約1億数千万円のお金を毎年一般財源の中から返していくんですね。これは皆さんご存じのとおりでございます。この1億数千万円を毎年30年間、利息を含めて返していこうと。30年後ですから、それぞれ年を足せばですね、それだけ長い期間ですよ。毎年1億数千万円返すんですよ。だから、市長にも副市長にもお願いして、建てて構いませんと、建てるのであればせめてね、どういった財源をもとに市民生活に迷惑をかけず出すのかだけ示してくださいと、再三お願いしております。金は使いますけども、返済のめどは立ってません。立ってないけど建物を建てますと、これは理屈的に通りません。我々市民がですね、庁舎を建てるみたいだけど、財源、要はどうやって返済するんですかと尋ねられたときにね、大丈夫ですよと、こういうふうにして返しますんで心配せんでくださいと、堂々と言えないでしょう。せめて、執行部側をお願いしたのは、その提示だけやってくださいということを再三お願いしておりますが、一度も明確な回答は来ておりません。委員会の中で財政シミュレーション、11月末か12月初旬にこれを提示するというのを約束されております。あと10月、11月、2カ月後ですよ。2カ月後にこのようにして返済原資はこのように捻出するというのを教えていただいて、私はそれから堂々と予算化されたらどうですかということを言っております。せめて委員会にかかわられていない議員の方、きょう賛成しようと思われている方がおられると思いますけども、せめて50年から使う建物ですよ。ここ2カ月ぐらいの間に何をあわてて可決しなければいけないかということに私は疑問を持ったまま賛成するわけにはいきませんので、十分考えていただきたいと思っております。以上です。

議長（兼本鉄夫）

他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第86号 平成24年度飯塚市一般会計補正予算（第5号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第87号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり、原案可決されました。

「議員提出議案第15号」から「議員提出議案第18号」までの4件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。6番 江口 徹議員。

6番（江口 徹）

議員提出議案第15号から議員提出議案第18号までの4件について、提案理由の説明をいたします。本案4件はいずれも意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。「気象事業の整備拡充を求める意見書（案）」は、内閣総理大臣、国土交通大臣、防災担当大臣あてに、「自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書（案）」は内閣総理大臣、総務

大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、文部科学大臣あてに、「中小企業の成長支援策の拡充を求める意見書（案）」は、内閣総理大臣、経済産業大臣、国土交通大臣あてに、「地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国家戦略担当大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣あてに、それぞれ提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

議長（兼本鉄夫）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案4件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案4件はいずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第15号 気象事業の整備拡充を求める意見書の提出」、「議員提出議案第16号 自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書の提出」、「議員提出議案第17号 中小企業の成長支援策の拡充を求める意見書の提出」及び「議員提出議案第18号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出」、以上4件について、いずれも原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案4件はいずれも原案可決されました。

「議員提出議案第19号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。14番 守光博正議員。

14番（守光博正）

議員提出議案第19号について、提案理由の説明をいたします。本案は意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。「税制全体の抜本改革の確実な実施を求める意見書（案）」は内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣あてに、提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

議長（兼本鉄夫）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

日本共産党の宮嶋つや子です。「議員提出議案第19号 税制全体の抜本改革の確実な実施を求める意見書（案）」について、反対の立場から討論を行います。

先の国会で消費税増税を柱とする社会保障と税の一体改革関連法案が民主、自民、公明3党より強行採決されました。自民、公明を除く日本共産党など野党7党会派は、民意と公約に背く暴挙だとして反対をいたしました。この意見書は、消費税増税法案について税制全体の抜本改革を求めるとしています。抜本改革をしなければならぬ法案をむりやり成立させたものだということです。このような不完全な形で、十分論議されないまま強行採決された消費税増税は実施すべきではありません。消費税増税は応能負担の原則に反する、逆進性を拡大する、中小企業が価格に転嫁できない、また日本経済と財政に打撃を与えるなど、たくさん問題があります。消費税増税は中止すべきで、国民の大多数も反対していることを述べて、討論を終わります。

議長（兼本鉄夫）

他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第19号 税制全体の抜本改革の確実な実施を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

「報告第26号 平成23年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告」を求めます。財政課長。

財政課長（石田慎二）

報告第26号について、ご説明いたします。議案書の40ページをお願いいたします。平成23年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、ご報告するものでございます。健全化判断比率の表に記載しております実質赤字比率につきましては、公営事業会計を除く普通会計における実質的な赤字を示す指標で、連結実質赤字比率は公営事業会計を含む全会計の赤字の程度を示す指標となっています。平成23年度決算では、公営事業会計の一部で赤字決算となりましたが、普通会計及び市の会計全体としては赤字となりませんでしたので、実質赤字比率、連結実質赤字比率共に数値の記載はございません。

次に、実質公債費比率は、普通会計における地方債の元利償還金及び公債費に準ずる債務負担行為などの準元利償還金に充てる一般財源の程度を示す指標で、平成23年度の比率は12.2%となっております。昨年度が13.7%でしたので、1.5ポイント減少し、改善いたしております。これは主に一般廃棄物処理事業債等の償還が終了し、減少したことによるものでございます。将来負担比率は、普通会計におきまして、地方債残高のほか、公営事業や一部事務組合、公社や第3セクター等への負担も含めた、将来、本市が負担すべき実質的な負債の程度を指標化したもので、平成23年度は20.7%となっております。昨年度より15.6ポイント下がり改善しておりますが、これは主に地方債の償還終了に伴い現在高が減少したこと及び将来負担額に充当可能な財政調整基金や減債基金などの基金の増加によるものでございます。実質公債費比率、将来負担比率共に早期健全化基準の数値を下回っております。

次に、公営企業の資金不足比率でございますが、これは公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する割合を示すもので、平成23年度の全ての公営企業会計において資金不足額はありませんでしたので、数値の記載はございません。

以上で報告を終わります。

議長（兼本鉄夫）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第27号 継続費精算報告書の報告（平成23年度飯塚市水道事業会計）」を求めます。上下水道部総務課長。

上下水道部総務課長（中村雅彦）

報告第27号 継続費精算報告書の報告をいたします。議案書の41ページをお願いいたします。本件は、平成22年度の水道事業会計予算に計上していましたが継続費について、地方公営企業法施行令の規定に基づき、精算の報告をするものでございます。

内容につきましては、42ページ、継続費の精算報告書をお願いいたします。第8期拡張事業の堀池浄水場の高度浄水施設整備事業につきましては、22年度、23年度の事業として、計6億9271万6千円を計上していましたが、事業が終了し、実績額は6億8676万9300円となり、差引き594万6700円が不用となりましたことを報告いたします。

以上で、報告を終わります。

議長（兼本鉄夫）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第28号 専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」を求めます。環境施設課長。

環境施設課長（今中敏晴）

報告第28号 専決処分について報告いたします。このたびの環境施設課で起こしました事故におきまして、市に損害を与えましたことにつきまして、深くお詫びいたします。

議案書の43ページをお願いいたします。この報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告を行うものです。

事故の概要について、ご説明いたします。本件事故は 去る4月3日、火曜日、午前11時頃、飯塚市吉北118番地の2、飯塚市クリーンセンター内車庫棟において、車庫棟内のキャスター付き資材保管用コンテナが台風並みの強風により移動し、連絡車駐車スペースに駐車していた相手方車両を損傷させたものであります。損害状況は、相手車両のフロントバンパー部及びパネルであります。この事故の原因は、台風並みの強風によるコンテナの移動防止対策の不備であり、事故によります過失割合は、市が100%で成立、解決し、損害賠償の額は10万4868円であります。再防止対策としまして、コンテナのキャスターを取り外し固定することにより、移動できないように処理を行っております。今後、このような事故を起こすことのないように、施設管理を十分に行ってまいります。

以上、簡単であります。報告を終わらせていただきます。

議長（兼本鉄夫）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第29号 専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」を求めます。土木管理課長。

土木管理課長（安藤資延）

報告第29号 専決処分の報告について、ご報告いたします。この報告は、地方自治法第

180条第1項の規定により市長の専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、報告を行うものでございます。議案書の45ページをお願いします。本件事故は、平成24年6月2日、午後6時頃、目尾地内の市の管理道路において、当事者が目尾から小竹方面へ走行中、対向車との離合の際、側溝蓋上を通過したところ、側溝蓋の破損により車両左側の後輪タイヤ、サスペンション等を損傷させたものでございます。この事故によります市の過失割合は30%で示談が成立しており、当事者車両の損害賠償額は22万8千円のうち、市の過失30%である6万8400円となっております。

道路の点検補修につきましては、日ごろより市報等での情報提供依頼の掲載や職員への呼びかけ、パトロールなどを行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、さらに気をつけてまいります。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

議長（兼本鉄夫）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第30号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」を求めます。額田支所市民窓口サービス課長。

額田支所市民窓口サービス課長（大庭隆弘）

報告第30号 専決処分の報告について、ご報告いたします。議案書の47ページをお願いします。この報告は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき、報告を行うものです。

本件事故は、平成24年2月28日、火曜日、夕方から降り始めた雪により、根元が腐食していた木製の有線放送柱が倒れ、市道に駐車していた車の後部屋根部分を損傷させたものです。事故によります市の過失は80%で示談が成立しております。当事者車両の損害賠償額は、修理費用及び代車費用額17万円のうち、市の過失80%である13万6千円となっております。今後、このような事故が起きないように、有線放送柱の管理には十分気をつけてまいります。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

議長（兼本鉄夫）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第31号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」を求めます。環境施設課長。

環境施設課長（今中敏晴）

報告第31号について報告いたします。このたびの環境施設課職員が起こしました事故におきまして、市に損害を与えましたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

議案書の49ページをお願いします。この報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告を行うものです。

事故の概要についてご説明いたします。本件事故は去る7月17日、火曜日、午前10時5分頃、クリーンセンター職員が飯塚市楽市地内ローソン飯塚楽市店駐車場において、7月14日未明の大雨による水害で発生した災害ごみ収集業務を行った後に、トイレ借用のため車両を駐車し運転席ドアを開けた際にドアが強風にあおられ、公用車の右側に駐車していた相手方車両にドアを接触させ損傷させたものです。損害状況は、公用車への車両損傷はありませんが、相手方車両の左フロントフエンダー等を損傷し、人身傷害は相手方もありません。

この事故の原因は、市職員が車を降りる際に周囲の安全確認及び気象状況に対する注意が足りなかったことが原因であります。事故によります過失割合は、市が100%で成立、解決し、損害賠償額は10万2182円であります。職員の交通事故防止については日々、朝礼等において安全運転に努めるよう指導しておりますが、今後とも引き続き、当該職員はもとより他の職員にも機会あるごとに交通事故防止の指導徹底を行ってまいります。

以上、簡単ですが、報告を終わらせていただきます。

議長（兼本鉄夫）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

提出されております請願が1件あります。お手元に配付しております請願文書表に記載しておりますとおり、「請願第10号」は議会運営委員会に付託いたします。

お諮りいたします。本件は、閉会中の継続審査といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本件は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

署名議員を指名いたします。9番 松本友子議員。22番 鯉川信二議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして平成24年第3回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間お疲れさまでした。

午前11時24分 閉会

出席及び欠席議員

(出席議員 27名)

1番	兼本鉄夫	16番	上野伸五
3番	八児雄二	17番	吉田健一
4番	宮嶋つや子	18番	秀村長利
5番	平山悟	19番	藤浦誠一
6番	江口徹	20番	明石哲也
7番	永末雄大	21番	田中博文
8番	佐藤清和	22番	鯉川信二
9番	松本友子	23番	松延隆俊
10番	道祖満	24番	岡部透
11番	小幡俊之	25番	古本俊克
12番	梶原健一	26番	瀬戸元
13番	田中裕二	27番	森山元昭
14番	守光博正	28番	坂平末雄
15番	石川正秀		

(欠席議員 1名)

2番 藤本孝一

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 安永 円 司

次 長 大庭 義 則

調査担当主査 高橋 宏 輔

書 記 岩熊 一 昌

議事係長 許斐 博 史

書 記 淵上 憲 隆

書 記 有吉 英 樹

説明のため出席した者

市 長 齊藤 守 史

都市建設部次長 才田 憲 司

副 市 長 田中 秀 哲

会計管理者 遠藤 幸 人

教 育 長 片峯 誠

財政課長 石田 慎 二

上下水道事業管理者 梶原 善 充

環境施設課長 今中 敏 晴

企画調整部長 小鶴 康 博

土木管理課長 安藤 資 延

総 務 部 長 野見山 智 彦

鯉田支所市民窓口サービス課長 大庭 隆 弘

財 務 部 長 実藤 徳 雄

上下水道部総務課長 中村 雅 彦

経 済 部 長 橋本 周

市民環境部長 白水 卓 二

児童社会福祉部長 高倉 孝

保健福祉部長 大久保 雄 二

公営競技事業部長 加藤 俊 彦

都市建設部長 中園 俊 彦

上下水道部次長 諫山 和 敏

教 育 部 長 小田 章

生涯学習部長 伊藤 博 仁

企画調整部次長 大谷 一 宣

議 長

副 議 長

署名議員 番

署名議員 番